

## 第17号議案

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

放課後児童支援員認定資格研修の修了者とみなす者に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (職員の経過措置) 第2条 <u>当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>	<p>附 則 (職員の経過措置) 第2条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

放課後児童支援員認定資格研修の修了者とみなす者に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

放課後児童支援員になるための要件である放課後児童支援員認定資格研修について、修了者とみなすことができる修了予定者の規定を次のとおり改める。

(附則第2条関係)

	改正案	現 行
修了者とみなす期間	当分の間	平成32年(令和2年)3月31日まで
修了者とみなす者	放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日までに修了することを予定している者	平成32年(令和2年)3月31日までに修了することを予定している者

#### 3 施行期日

令和2年4月1日